

関係者のみ利用可能です。 お問い合わせフォームよりご連絡ください。 [U-Star]

投資契約書

[投資者名] (以下「投資者」という。)、[発行会社名] (以下「発行会社」という。) 及び [経営株主名] (以下「経営株主」という。) は、投資者による発行会社への投資に関し、以下のとおり投資契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、投資者による発行会社に対する投資と株式の取得を通じて、発行会社の事業の拡大発展を期すことを目的とする。

第2条 (発行要項)

発行会社は、以下の要項 (以下「本要項」という。) により株式を発行するものとし、投資者は、このうち普通株式 [割当数] 株を引き受ける (以下「本投資」といい、投資者に割り当てられる株式を以下「本株式」という。)

→ [割当数] には、本契約を締結する個別の投資者に対して割当てる株式数を記載してください。

(1) 株式の種類及び数

普通株式 [発行総数] 株

→ 普通株式以外の種類株式を発行する場合、定款により種類株式の内容を定める必要があり、また、その後も種類株主総会を開催していく必要があるため、法的な手続きは複雑化します。このため、初期の種類株式の導入は慎重に検討してください。専門家に相談して進めることが望ましいです。

→ [発行総数] には今回のラウンドで発行する株式数を集計した総数を記載してください。

(2) 払込金額

1株につき [] 円

(3) 払込金額の総額

[] 円

(4) 増加する資本金の額

[] 円

→ 「増加する資本金の額」は払込総額の全額とせず、会社法が要求する最低額 (払込金額の2分の1の額) として、それ以外の金額を資本準備金とする事例が多いです。これは、資本金が多額となると、登録免許税等の税金が重くなること、中小企業を対象とした税金等の優遇措置が受けられないというデメリットがあるためです。

(5) 増加する資本準備金の額

[] 円

(6) 発行方法

第三者割当の方法により割り当てる。

→ スタートアップが行うファイナンスは、割当先を既存株主に限定せず、外部の投資家から投資を受けることから、通常、発行方法は「第三者割当の方法」に該当します。